

対象は役所などの行政機関と民間事業者

障害者差別解消法は、役所などの行政機関と民間事業者に適用されますが、それぞれで取り扱いが違います。不当な差別的取扱いをすることは、役所などの行政機関も民間事業者も禁止されます。一方で、合理的な配慮については、役所などの行政機関は必ずしなければなりません、民間事業者は障がいのある人が困らないようにできるだけ努力することになっています。

津市では職員対応要領を作成し、職員が適切に対応するために必要な事項を定めました。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮
役所などの行政機関	してはいけない	しなければいけない
民間事業者 (個人事業者・NPOなどを含む)	してはいけない	するように努力

障害者差別解消法

Q 対象になる障がい者は？

A 身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人(発達障がいのある人も含む)、その他の心や体の働きに障がいがある人で、障がいや社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です(難病の人や障がい児も含まれます)。障害者手帳を持っている人だけに限りません。

Q 民間事業者の取り組みがきちんと行われる仕組みはあるの？

A 同じ民間事業者によって繰り返し障がいを理由とした差別が行われ、自主的な改善が期待できないときは、民間事業者に対して報告を求めたり、助言や指導、勧告を行うことがあります。

Q 障がいを理由に不当な差別を受けたり、合理的配慮がなかった場合、どこに相談したらいいの？

A 津市では、差別を受けた当事者やその家族の皆さんからの相談に対応する窓口を設けています。嫌なことや困ったことがあった場合は障がい福祉課の窓口へご相談ください。

相談窓口 **障がい福祉課** (受け付け 月～金曜日 8:30～17:15)
 ☎ 229-3157 ☎ 229-3334 ✉ 229-3157@city.tsu.lg.jp

障がい者の社会的障壁を取り除くためには、障がい者の人々への心遣いが不可欠です。障がいには、身体・知的・精神の障がいや、発達障がい、難病など、数多くの種類があり、障がいの種類がさまざまのように、障がい者の人々の困難(社会的障壁)も一人一人違います。

どんなことで困っているのかを考え、相手の立場になって、自分にできることを行い、誰もが暮らしやすい豊かな社会をつくっていきましょう。

